

平成 18 年度国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業採択に係る
審査方法について

1 検討委員会の設置等

- (1) 有識者による検討委員会を設置。
- (2) 検討委員会は、提出された応募資料の内容について審査。

2 応募資料の審査

- (1) 各委員は、応募書類の内容を、別紙 3 「審査の観点」に従い採点する。その際、事前に行った応募団体への質問への回答等を参考にすることができる。
- (2) それぞれの応募書類について、各委員の採点結果を環境省に送付。
なお、委員の所属する団体が応募した場合、当該委員による当該団体の採点は行わない。
- (3) 高い評価を受けたものの中から、特に注目すべき点や考慮すべき事情、全国的な採択事業の分散等について勘案し、最終的に採択団体を選考。

3 審査手順

- (1) 第 1 回検討委員会 (7 月 3 日)
平成 18 年度国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業の公募に係る枠組み及び今後の進め方を決定。
- (2) 公募 (7 月 27 日から 8 月 31 日)
第 1 回検討委員会で決められた枠組みに従い公募。
- (3) 応募資料の送付 (9 月 1 日)
環境省 (環境省環境教育推進室のことをいう。以下同じ) より検討委員会委員へ応募資料を送付。
- (4) 質問の受付 (9 月 1 日 ~ 9 月 6 日午前) 及び照会 (~ 9 月 8 日)
環境省は、検討委員会委員より質問受付。環境省は質問をとりまとめた後、8 日までに応募団体に照会し、質問への回答を検討委員会委員へ送付。
- (5) 第 2 回検討委員会 (9 月 14 日)
採択団体の最終選考を実施。